

〔大正十二年十一月〕

コト

(注記1)

答申書

(注記2)

選挙運動ノ取締

(注記3)

臨時法制審議会ハ諮問第五号ニ就キ引続キ慎重審議ヲ遂ケ大正十二年十一月十九日同月二十七日及同月三十日ニ互リ衆議院議員選挙法中選挙ノ方法、選挙運動ノ取締、選挙ノ効力及罰則ニ

(注記4) 関スル事項ヲ決議シ以テ本諮問事項ノ審議ヲ了ヘタリ

(注記5) 新ニ決議シタル綱領及関連シテ審議シタル事項左ノ如シ

衆議院議員選挙法中改正綱領

選挙ノ方法

選挙ノ効力

一、選挙期日ノ若干日前迄ニ候補者又ハ推薦者ヲシテ立候補ノ届出ヲ為サシムルコト但シ其ノ選挙区ノ選挙人中若干人以上ノ推薦ヲ要スルコト

一、立候補ノ届出ト同時ニ保証金若干円ヲ供託セシムルコト

一、届出ヲ為シタル候補者ノ數カ議員ノ定数ヲ超エサルトキハ直ニ其ノ候補者ヲ當選者トシ別ニ選挙ヲ行ハサルコト

一、候補者ノ得票數カ有効投票總數ノ一定ノ割合ニ達セサルトキハ保証金ハ之ヲ還付セサルコト

一、都市ヲ開票区トスルコト

一、投票立会人、投票函送致立会人、開票立会人及選挙立会人ハ各候補者ヨリ推薦セシムルコト

一、天災其ノ他避クヘカラサル事故ニ因リ完全ニ選挙権ヲ行使スルコトヲ得サル場合ニ関スル規定ヲ設クルコト
一、船舶乗組員及不在投票人ノ投票方法ニ関スル規定ヲ設クル

- 一、選挙事務所ヲ届出テシムルコト
- 一、選挙事務所ノ數ハ之ヲ制限スルコト
- 一、選挙運動員ヲ届出テシムルコト
- 一、選挙運動員ノ數ハ之ヲ制限スルコト
- 一、選挙運動員ノ資格ヲ制限スルコト
- 一、候補者ノ戸別訪問ヲ禁スルコト
- 一、選挙運動者ノ戸別訪問ヲ禁スルコト

罰則

一、現行法ノ刑罰規定ハ之ヲ存置シ取締ノ効果ヲ完カラシムル為相當ナル改正ヲ為スコト

一、臨時法制審議会ノ議決シタル取締事項ニ付テハ適當ナル刑罰規定ヲ設クルコト

一、選挙干渉及之ニ類似スル犯罪ニ付現行法第八十九条ニ適當ナル改正ヲ為スコト

一、官吏、吏員選挙人ノ投票シ又ハ投票セムトスル被選挙人ノ氏名ノ表示ヲ求メタル行為ヲ处罚スヘキ規定ヲ設クルコト

一、選挙権、被選挙権ノ停止ヲ独立ノ刑トスルコト

一、選挙ニ闕スル貼札、掲示書、招牌等ニ闕シ相当ノ規定ヲ設
クルコト

一、政見発表ノ演説会場ニ於テ故ラニ喧騒ノ挙動ヲ為シ演説ノ
妨害ヲ為シタル者ノ取締ニ闕スル規定ヲ設クルコト

一、報酬ヲ受ケテ候補ヲ辞退スル行為ヲ厳罰スヘキ独立規定ヲ
設クルコト

一、當選ヲ妨クルノ目的ヲ以テ為シタル名譽毀損ノ行為ハ總テ
之ヲ処罰スル規定ヲ設クルコト

一、銀行会社等カ自己ノ利益ヲ図ルノ目的ヲ以テ選挙ニ闕シ政
党、政治団体又ハ候補者、運動員ニ財政上ノ助力ヲ為ス行
為ヲ処罰スヘキ規定ヲ設クルコト

一、時効ハ之ヲ三年ト為スコト

一、衆議院議員選挙法改正ニ闕スル希望条項

一、臨時法制審議会ハ衆議院議員選挙ノ方法ニ付政府カ成ルヘ
ク速ニ比例代表法ヲ採用ゼンコトヲ希望ス

右ニ闕連シテ左ノ如キ動議アリタルモ之ヲ否決シタリ

選挙ノ方法

一、比例代表法ヲ採用スルコト

一、六大都市ノ選挙ニ限り比例代表法ヲ採用スルコト

一、明治三十三年法律第七十三号ノ定ムル選挙区制ニ依ルコト

一、都市ヲ通シ画一二一選挙区ニ付三名乃至四名ヲ選出スヘキ
選挙区制ニ依ルコト

一、六大都市及各府県郡部ニ於テハ原則トシテ一選挙区ニ付三

名乃至四名ヲ選出スヘキ選挙区制ニ依ルコト

一、投票ノ期日ハ日曜日其ノ他ノ公休日タルヲ要スルコト

一、選挙費用ヲ制限シ其ノ決算報告ヲ為サシムルコト

一、小学校其ノ他公共當造物ノ使用ヲ認ムルコト

一、選挙ニ闕スル郵便物ハ適當ナル限度ニ於テ郵便税ヲ免除ス
ルコト

選挙ノ効力

一、選挙訴訟及当選訴訟ハ衆議院ヲシテ自ラ之ヲ裁判セシムル
コト

罰則

一、現行法第八十七条规定ノ議員候補者若クハ選挙運動者カ
投票ヲ得ル目的ヲ以テ選挙人又ハ選挙運動者ニ対シ専ラ地
方問題ヲ利用シテ誘導ヲ為シタルトキニ限り之ヲ罰スルコ
トニ改正スルコト

一、利益ノ供与若クハ之ヲ類似スル犯罪ニ付テハ總テ之ヲ財産
刑トシ且依テ得タル利益ハ之ヲ沒收スル規定ヲ設クルコト

一、前項ニ依リ沒收シタル利益ハ免囚保護事業又ハ救貧資金ニ
帰属スヘキ規定ヲ設クルコト

茲ニ本諮詢第五号ノ審議ノ終了ニ際シ審議ノ経過ヲ略叙セムニ
抑モ本会カ初メテ本諮詢ヲ前内閣總理大臣ヨリ受ケタルハ本年

六月二十三日ニシテ本職ハ同年七月十日委員總会ヲ開キテ本諮詢ヲ
其ノ議ニ付シ当局ノ説明ヲ聽取シタル上議事規則第十五条

ニ依リ別記ノ主査委員二十六名ヲ指名シテ答申スヘキ事項ヲ審
査セシムルコトセリ仍テ主査委員会ハ委員倉富勇三郎ヲ主査

委員長ニ互選シ同日及同月二十一日主査委員会ヲ開キ尚引続キ審議ヲ為ス答ナリシニ偶々這次ノ震災ノ影響ヲ受ケテ審議ノ継続ヲ妨ケラレ本年十月ニ及ヒタルカ其ノ間内閣ノ交迭アリタルヲ以テ同月十八日委員総会ヲ開キ更ニ當局ノ説明並ニ希望ヲ聴取シ主査委員会ハ引続キ答申スヘキ事項ノ審査ヲ為スヘク且當局ノ希望ニ基キ本諮問ノ審議ハ能フ限り速ニ進行セシムヘキコトヲ申合セタリ

爾來同月十八日ヨリ十一月二十日ニ瓦リ協議會ヲ開クコト一回主査委員会ヲ開クコト十回ニ及ヒ主査委員長ハ主査委員会ノ為シタル決議ヲ区分シテ隨時之ヲ本職ニ報告シ其ノ報告ハ前後五回ニ及ヒタリ本職ハ主査委員長ヨリ報告アル毎ニ直ニ委員総会ヲ開キテ主査委員会ノ決議事項ヲ其ノ議ニ付シ其ノ回数十一月二日ヨリ同月三十日ニ至ルマテ六回ニ及ヒ其ノ決議シタル事項ハ十月二十三日付閣下ヨリ通牒ノ主旨ニ則リ本職ヨリ之ヲ区分シテ閣下ニ答申シ其ノ數本答申ヲ加ヘテ前後三回ニ及ヘリ惟フ二衆議院議員選挙ニ關スル法規ハ立憲代議(抹消)〔制〕組織ノ根本ニ関スルモノニシテ其ノ改正ハ國民ノ利害ニ關係スルコト至ナルモノアリ當局カ本諮問ヲ本会ニ致サレタルノ主旨亦深ク此点ヲ慮ラレタルニ職由スト信スヘキヲ以テ本会ノ責任亦一層ノ重キヲ加ヘタルモノト謂ハサルヘカラス不幸ニシテ震火災等ノ事変ノ為メニ審議ノ期間ヲ短縮セラレタルハ最モ遺憾トスル所ナリト雖モ幸ニ各委員ノ蘊蓄ト精励トハ克ク此短日月ノ間ニ右法規ノ全般ニ瓦リテ調査審議ヲ尽スコトヲ得シメ殊ニ攻究ヲ要スル重要問題ニ當リテハ反覆討議シテ遂ニ帰結ヲ得タルモノニ

シテ審議ノ日子ノ迫乏ハ毫モ審議ノ慎重周到ヲ傷クルコトナカ
〔抹消〕〔リ〕シハ本職ノ窃ニ欣幸トスル所ナリ此間ニ処シタル各委員並ニ幹事ノ努力ハ茲ニ特筆シテ之ヲ本職ヨリ閣下ニ報告スル所ナリ

本諮問ニ付本会ノ決議シタル所ハ既ニ答申ノ綱領ニ尽キタリト雖モ唯本諮問事項ハ我邦上下ノ多年思ヲ致シタル重大ナル問題ナルヲ以テ各事項ニ付各委員ノ意見必スシモ帰一セス就中熾烈ナル討議ヲ見タルハ選挙権ノ付与ニ付納税ノ要件ヲ削除スルノ問題ト選挙ノ方法中選挙区制及比例代表法採用ノ問題ナリ前者ノ問題ニ付テハ全然納税資格ヲ撤廃スヘシトスル主査委員会ノ決議ニ対シ義務教育ノ終了其ノ他ノ智的要件ヲ具フルコト、世帯主タルコト、独立ノ生計ヲ営ムコトノ何レカ一ヲ条件トシテ納稅資格ヲ撤廃スヘシトノ動議アリ各委員ノ熱心ナル討議ヲ見タルカ採決ノ結果ハ出席委員數三十五名中智的要件ヲ条件トスヘシトノ動議ヲ可トスル者九名、世帯主タルコトヲ条件トスヘシトノ動議ヲ可トスル者八名、独立ノ生計ヲ営ムコトヲ条件トスヘシトノ動議ヲ可トスル者十七名ニシテ何レモ少數ニテ否決セラレ原按即主査委員会ノ決議事項ヲ可トスル者二十六名ニシテ曩ニ答申セル如キ決議事項ヲ見タリ後者ノ問題ニ付テハ比例代表法ヲ採用スヘシトノ動議、六大都市ニ限り比例代表法ヲ採用スヘシトノ動議、明治三十三年法律第七十三号ノ定ムル選挙区制ニ依ルヘシトノ動議、郡市ヲ通シ画一ニ選挙区ニ付三名乃至四名ヲ選出スヘキ選挙区制ニ依ルヘシトノ動議、六大都市及各府県郡部ニ於テハ原則トシテ一選挙区ニ付三名乃至四名ヲ

選出スヘキ選挙区制ニ依ルヘシトノ動議、現行ノ選挙区制ニ依ルヘシトノ動議アリ是亦各委員ノ熱心ナル討議ヲ見タルカ採決ノ結果ハ出席委員二十八名中比例代表法ヲ採用スヘシトノ動議ヲ可トスル者八名、明治三十三年法律第七十三号ノ定ムル選挙区制ニ依ルヘシトノ動議ヲ可トスル者八名画一二一選挙区三名乃至四名ヲ選出スヘキ選挙区制ニ依ルヘシトノ動議ヲ可トスル者十一名、六大都市及各府県郡部ニ於テ選挙区三名乃至四名ニ選出スヘキ選挙区ニ依ルヘシトノ動議ヲ可トスル者九名ニシテ何レモ少數ニテ否決セラレ政府力成ルヘク速ニ比例代表法ヲ採用センコトヲ希望スル按ヲ可トスル者十七名ニシテ可決セラレタリ右ニ箇ノ問題ノ討議及採決ノ結果ハ特ニ参考ニ資モラルヘキモノト思料スルヲ以テ茲ニ附陳スルコトト為シタリ

既ニ決議シタル部分選挙権ニ関スル条項ヲ他ノ部分ヨリ分離シテ直ニ報告スルコトシタク爾余ノ事項ニ付テモ便宜分括シテ後日逐次ニ報告スヘシ右決議ノ綱領別紙ノ如シ

右報告ス

大正十二年十月二十九日

諮詢第五号主査委員長 倉富勇三郎

臨時法制審議会總裁男爵 穂積陳重殿

衆議院議員選挙法中改正綱領

第一 選挙権ニ関スル件

一、納税ノ要件ヲ削除スルコト

二、官立、公立、私立学校ノ学生生徒ニ選挙権ヲ与フルコト
三、浮浪人、乞丐（ヲ変更スルコトヲ妨ケス）及公費ノ救助ヲ受クル者ヲ欠格者トスルコト

以上

臨時法制審議会總裁男爵 穂積陳重 団

内閣總理大臣伯爵 山本権兵衛殿

追伸別冊主査委員長報告書ノ外主査委員及担当幹事ノ氏名開

会ノ日時並ニ本職ニ宛テ各方面ヨリ寄セタル本諮詢事項ニ関

スル書面ハ参考記録トシテ茲ニ之ヲ末尾ニ添付致候

報告書

本委員会ハ諮詢ノ事項ニ付〔抹消・朱線〕審議ヲ遂ケ衆議院議員選挙法改正ノ要アリト認メ其ノ綱領如何ヲ審議中過ル十一月二十三日政府ヨリ希望ノ次第モ有之綱領ノ全部ハ末タ議了ニ至ラサルモ

参考

議事経過ノ梗概

一、納税資格ニ関スル件

納税資格ニ關シテハ現行法三円ノ制限ヲ低下シテ單ニ直接國稅ヲ納メ且独立ノ生計ヲ當ム者トスヘシトノ説ト世帯主タルコト、独立ノ生計ヲ當ムコト、義務教育終了者タルコトノ何レカ一ヲ条件トシテ納税資格ヲ撤廃スヘシトノ説ト全然納税資格ヲ撤廃スヘシタル説ヲ生シタルモ採決ノ結

果納税資格維持説及条件付撤廃説ハ何レモ少數ニテ否決セラレ無条件ニテ撤廃スルコトヲ決議シタリ

選權ヲ与フヘシトノ説ハ少數ニテ否決セラレ其ノ他ハ之ヲ可決シタリ

一、年齢ニ関スル件

年齢ニ関シテハ現行法通二十五歳以上ヲ適當トスル説ト二
十歳以上ヲ相當トスルノ説ト原則トシテ二十五歳以上トシ
中等学校卒業者ニ対シテハ二十歳以上ト為スヘシトスル説
ト兵役義務完了者に対シテハ二十五歳ニ達セサルモ選舉權

ヲ与フヘシトスル説トアリタルモ採決ノ結果現行法通二十
五歳以上ヲ以テ適當ト決議シタリ

一、性ニ関スル件

性ニ関シテハ女子ニ対シ男子ト同シク選舉權ヲ与フヘシト
スル説ト年齢三十歳以上ニシテ義務教育ヲ終ヘタル女子ニ
選挙權ヲ与フヘシトスル説ト年齢三十歳以上ノ女戸主ニ選
挙權ヲ与フヘシトスル説トアリタルモ採決ノ結果何レモ少
數ニテ否決シタリ

一、住所ニ関スル件

住所ニ関シテハ現行法ノ六月ノ制限ヲ改正シ一年ト為スヘ
シトノ説アリタルモ採決ノ結果少數ニテ否決シタリ

一、欠格者ニ関スル件

欠格者ニ付テハ現行法ノ欠格者中ヨリ華族ノ戸主ヲ削除シ
之ニ選挙權ヲ与フヘシトスル説ト現行法ノ欠格者中ヨリ官
立、公立、私立学校ノ学生生徒ヲ削除シ之ニ選挙權ヲ与フ
ヘシトスル説ト浮浪人、乞丐及公費ノ救助ヲ受クル者ヲ欠
格者ト為スヘシトスル説トアリ採決ノ結果華族ノ戸主ニ選

報告書

衆議院議員選挙法中被選挙權ニ関スル条項ニ付別紙改正綱領ノ
通決議シタリ

右報告ス

大正十二年十一月六日

諮詢第五号主査委員長 倉富勇三郎

臨時法制審議会總裁男爵 穂積陳重殿

衆議院議員選挙法中改正綱領

第二 被選挙權ニ関スル件

一、小学校教員、神官、神職、僧侶其ノ他諸宗教師ニ関スル被
選挙權ノ制限ハ之ヲ撤廃スルコト

一、第十五条中官内官ノ上ニ「在職ノ」ヲ加フルコト

一、選挙事務ニ関係アル官吏、吏員ハ之ヲ罷メタル後「三月」
ヲ経過スルニ非サレハ関係郡市内ニ於テ被選挙權ヲ有セサ
ル現行法ノ規定中「三月」ヲ「一月」ニ改ムルコト

一、浮浪人乞丐及公貴ノ救助ヲ受クル者ヲ欠格者トスルコト

一、学生生徒ニ関スル被選挙權ノ制限ハ之ヲ撤廃スルコト

議事経過ノ梗概

一、年齢ニ関スル件

年齢ニ関シテハ現行法通三十歳以上ヲ適当トスル説ト二十五歳以上ヲ適当トスル説トアリタルモ採決ノ結果現行法通三十歳以上ヲ以テ適當ト決議シタリ

一、性ニ関スル件

女子ニ対シテハ曩ニ選挙権ヲ与ヘサルコトヲ決議シタル以上女子ノ被選挙権ハ別ニ議題トセサルコトニ決定シタリ

一、小学校教員ニ関スル件

小学校教員ニ関シテハ現行法被選挙権ヲ与ヘサルコトトスヘシトノ説ト被選挙権ヲ与フルヘシトスル説トアリタルモ採決ノ結果被選挙権ヲ与フルコトニ決議シタリ

一、神官、神職、僧侶其ノ他諸宗教師ニ関スル件

神官、神職、僧侶其ノ他諸宗教師ニ関シテハ現行法被選挙権ヲ与ヘサルコトスヘシトノ説ト被選挙権ヲ与フルヘシトスル説トアリタルモ採決ノ結果被選挙権ヲ与フルコトニ決議シタリ

一、官吏ニ関スル件

官吏ノ被選挙権ニ関シテハ(一)現行法第十五条中「宮内官」ノ上ニ「在職ノ」ヲ加フヘシトスル説ト(二)政務官ト事務官トヲ区別シ政務官ハ之ヲ法律ニ列記シテ衆議院議員トノ兼職ヲ認メ事務官ニハ被選挙権ヲ与ヘサルコトトスヘシトノ説ト(三)政務官ト事務官トヲ区別シ政務官ハ法

一、選挙事務ニ関係アル官吏々員ニ関スル件

選挙事務ニ関係アル官吏、吏員ハ之ヲ罷メタル後「三月」ヲ経過スルニ非サレハ関係郡市内ニ於テ被選挙権ヲ有セサル現行法中「三月」ノ期間ハ之ヲ現行法通りトシ改正スルノ必要ナシトノ説ト之ヲ「一月」ニ改正スヘシトノ説トアリタルモ採決ノ結果「一月」ニ改ムルコトニ決議シタリ

一、府県会議員ノ兼職ニ関スル件

衆議院議員ト府県会議員トノ兼職ニ関シテハ現行法通之ヲ禁止スヘシトノ説ト之ヲ禁止セサルコトニ改正スヘシトノ説トアリタルモ採決ノ結果現行法通之ヲ禁止スルコトニ決議シタリ

一、政府ニ対シ請負ヲ為ス者及政府ノ特別ナル保護監督ヲ受クル者ニ関スル件

(一) 政府ニ対シ請負ヲ為ス者ニ関スル被選挙権ノ制限ハ現行法通之ヲ存置スヘシトノ説ト之ヲ撤廃スルコトニ改正ス

ヘシトノ説トアリ採決ノ結果両説同数ニシテ委員長ノ裁決ニ依リ制限ヲ撤廃スルコトニ決定セリ

衆議院議員選挙法改正ニ関スル希望条項

一本委員会ハ衆議院議員選挙ノ方法ニ付政府力成ルヘク速ニ

比例代表法ヲ採用センコトヲ希望ス

(二) 政府ノ特別ナル保護監督ヲ受クル者ノ被選挙権ニ関シテハ現行法通之ヲ制限セサルコトトスヘシトノ説ト現行法

ヲ改正シテ之ヲ制限スルコトトスヘシトノ説トアリ採決ノ結果両説同数ニシテ委員長ノ裁決ニ依リ現行法通之ヲ制限セサルコトニ決定セリ

一、欠格者ニ関スル件

欠格者ニ関シテハ浮浪人乞丐及公費ノ救助ヲ受クル者ヲ欠格者トスヘシトスル説ト現行法ノ欠格者中ヨリ官立、公立、私立学校ノ学生生徒ヲ削除シ之ニ被選挙権ヲ与フヘシトスル説トアリ採決ノ結果何レモ多数ニテ可決セラレタリ

報告書

衆議院議員選挙法ニ規定スル議員選挙ノ方法ニ關シ別紙ノ通り

決議シタリ

右報告ス

大正十二年十一月十五日

諮詢第五号主査委員長 倉富勇三郎

臨時法制審議会總裁男爵 穂積陳重殿

右報告ス

衆議院議員選挙ノ方法、選挙運動ノ取締及選挙ノ効力ニ關シ別紙ノ通り決議シタリ

報告書

衆議院議員選挙法ニ規定スル議員選挙ノ方法ニ關シ別紙ノ通り決議シタリ

参考
一、選挙区ニ關スル件
一、比例代表法ニ關スル件

議事経過ノ梗概

大正十二年十一月二十日

諮詢第五号主査委員長 倉富勇三郎

臨時法制審議会總裁男爵 穂積陳重殿

第五 選挙ノ効力

衆議院議員選挙法中改正綱領

第三 選挙法ニ関スル件

一、選挙期日ノ若干日前迄ニ候補者又ハ推薦者ヲシテ立候補ノ

届出ヲ為サシムルコト但シ其ノ選挙区ノ選挙人中若干人以上

ノ推薦ヲ要スルコト

一、立候補ノ届出ト同時ニ保証金若干円ヲ供託セシムルコト

一、届出ヲ為シタル候補者ノ數カ議員ノ定数ヲ超エサルトキハ

直ニ其ノ候補者ヲ當選者トシ別ニ選挙ヲ行ハサルコト

一、候補者ノ得票數カ有効投票總數ノ一定ノ割合ニ達セサルト

キハ保証金ハ之ヲ還付セサルコト

一、郡市ヲ開票区トスルコト

一、投票立会人、投票函送致立会人、開票立会人及選挙立会人

ハ各候補者ヨリ推薦セシムルコト

一、投票ノ期日ハ日曜日其ノ他ノ公休日タルヲ要スルコト

一、天災其ノ他避々ヘカラサル事故ニ因リ完全ニ選挙權ヲ行使スルコトヲ得サル場合ニ関スル規定ヲ設クルコト

第四 選挙運動ノ取締

一、選挙事務所ヲ届出テシムルコト

一、選挙事務所ノ數ハ之ヲ制限スルコト

一、選挙運動員ヲ届出テシムルコト

参考

議事経過ノ梗概

第三 選挙ノ方法ニ関スル件

一、候補者ノ届出ニ関スル件

一、無競争ノ場合ニ於ケル當選方法ニ関スル件

一、保証金制度ニ関スル件

右三箇ノ事項ハ互ニ関連スルヲ以テ一括シテ審議シタル
カ之ニ付テハ(一)選挙期日ノ若干日前迄ニ候補者又ハ推薦
者ヲシテ立候補ノ届出ヲ為サシムルコト但シ其ノ選挙区
ノ選挙人中若干人以上ノ推薦ヲ要セシムルコト(二)立候補
ノ届出ト同時ニ保証金若干円ヲ供託セシムルコト(三)届出
ヲ為シタル候補者ノ數カ議員ノ定数ヲ超エサルトキハ直
ニ其ノ候補者ヲ當選者トシ別ニ選挙ヲ行ハサルコト(四)候
補者ノ得票數カ有効投票總數ノ一定ノ割合ニ達セサルト
キハ保証金ハ之ヲ還付セサルコトトスル四説アリタルカ
採決ノ結果(一)ノ説ハ多數ニテ可決セラレ(二)(三)(四)ノ説ハ全
会一致ニテ可決セラレタリ

一、選挙費用ニ関スル件

選挙費用ニ関シテハ(一)選挙費用ノ決算報告ヲ為サシムヘシトノ説ト(二)小学校ノ使用ヲ認ムヘシトノ説ト(三)一回ニ限り郵便ノ無料発送ヲ認ムヘシトノ説トアリタルカ採決ノ結果何レモ少數ニテ否決セラレタリ

一、投票及開票ノ方法ニ関スル件

本項ニ関シテハ(一)郡市ヲ開票区トスヘシトノ説ト(二)投票立会人、投票函送致立会人、開票立会人及選挙立会人ハ各候補者ヲリ推薦セシムヘシトノ説ト(三)投票ノ期日ハ日曜日其ノ他ノ公休日タルコトヲ要ストノ説アリ何レモ全会一致ニテ可決セラレタリ

一、天災等ノ場合ニ於ケル選挙権ノ行使ニ関スル件

本項ニ關シテハ天災其ノ他避クヘカラサル事項ニ因リ完全ニ選挙権ヲ行使スルコトヲ得サル場合ニ関シ規定ヲ設クヘシトスル説アリ採決ノ結果賛否同数ニシテ委員長ノ裁決ニ依リ可決セラレタリ

第四 選挙運動ノ取締

一、選挙事務所ニ関スル件

本項ニ關シテハ(一)選挙事務所届出シムヘシトノ説ト(二)選挙事務所ノ數ハ之ヲ制限スヘシトノ説ト(三)選挙事務所ハ料理店、飲食店、旅館等ニハ之ヲ設置セシムヘカラストノ説アリタルモ採決ノ結果(一)(二)ノ説ハ多數ニテ可決セラレ(三)ノ説ハ少數ニテ否決セラレタリ

一、選挙運動員ニ関スル件

本項ニ關シテハ(一)選挙運動員ヲ届出シムヘシトノ説ト(二)選挙運動員ノ數ハ之ヲ制限スヘシトノ説ト(三)選挙運動員ノ資格ヲ制限スヘシトノ説アリ採決ノ結果何レモ多數ニテ可決セラレタリ

一、戸別訪問ニ関スル件

本項ニ關シテハ(一)候補者及選挙運動員ノ戸別訪問ヲ禁スヘシトノ説ト(二)候補者ニ限り戸別訪問ヲ禁スヘシトノ説トアリタルモ採決ノ結果(一)ノ説ハ少數ニテ否決セラレ(二)ノ説ハ多數ニテ可決セラレタリ

第五 選挙ノ効力

選挙ノ効力ニ關シテハ選挙訴訟及當選訴訟ハ衆議院自ラ裁判スヘシトスル説ト(一)第一審ニシテ終審トシテ大審院ノ管轄ニ属セシムヘシトスル説トアリタルモ採決ノ結果(一)ノ説ハ少數ニテ否決セラレ(二)ノ説ハ多數ニテ可決セラレタリ

報告書

本委員会ハ衆議院議員選挙法中罰則ニ関スル改正綱領ヲ別紙ノ如ク議決セリ本委員会ハ政府ノ希望ニ応スル為諮問第五号ニ関スル調査ノ終了ヲ待タス既ニ四回ノ報告ヲ為シ今日ヲ以テ最終ノ報告ヲ為スニ至レリ本委員会ノ成立以来百三十余日ヲ経タレトモ震災其ノ他ノ事故アリタルヲ以テ委員会ヲ開キタルハ僅ニ十二回ニ過キス利害ノ關係重大ナル議員選挙法ノ改正ヲ議スルニ当リ一層慎重ナル調査ヲ為スコトヲ得サリシハ遺憾トスル所

ナレトモ事情ノ許ス期間内ニ於テハ最善ヲ尽クシ苟モ攻究ヲ要
スト認ムル事項ニ付テハ反覆討議シテ帰結ヲ得タルモノナルヲ
以テ可決ヲ経タルト否トハ之ヲ措キ法規ノ全般ニ涉リ重要ナル

事項ノ調査ハ之ヲ遺漏シタル所ナキヲ諒セラレンコトヲ望ム
右報告ス

大正十二年十一月二十二日

諮詢第五号主査委員長 倉富勇三郎

臨時法制審議会總裁男爵 穂積陳重殿

衆議院議員選挙法中改正綱領

第六 罰則

一現行法ノ刑罰規定ハ之ヲ存置シ取締ノ効果ヲ完カラシムル為
相当ナル改正ヲ為スコト

一臨時法制審議会ノ議決シタル取締事項ニ付テハ適當ナル刑罰
規定ヲ設クルコト
一選挙干涉及之ニ類似スル犯罪ニ付現行法第八十九条ニ適當ナ
ル改正ヲ為スコト

一官吏、吏員選挙人ノ投票シ又ハ投票セムトスル被選挙人ノ氏
名ノ表示ヲ求メタル行為ヲ處罰スヘキ規定ヲ設クルコト

一選挙権、被選挙権ノ停止ヲ独立ノ刑トスルコト
一選挙ニ関スル貼札、掲示書、招牌等ニ関シ相當ノ規定ヲ設ク
ルコト

一政見発表ノ演説会場ニ於テ故ラニ喧騒ノ挙動ヲ為シ演説ノ妨
害ヲ為シタル者ノ取締ニ関スル規定ヲ設クルコト

参考

議事経過ノ梗概

罰則ニ関シテハ(一)現行法ノ刑罰規定ハ之ヲ存置シ取締ノ効果ヲ
完カラシムル為相當ナル改正ヲ為スヘシトノ説(二)臨時法制審議
会ノ議決シタル取締事項ニ付テハ適當ナル刑罰規定ヲ設クヘシ
トノ説(三)利益ノ供与若ハ之ニ類スル犯罪ニ付テハ總テ之ヲ財産
刑トシ且依テ得タル利益ハ之ヲ沒收スル規定ヲ設クヘシトノ説
(四)其ノ沒收シタル利益ハ免囚保護事業又ハ救貧資金ニ帰属スヘ
キ規定ヲ設クヘシトノ説(五)選挙干涉及之ニ類似スル犯罪ニ付現
行法第八十九条ニ適當ナル改正ヲ為スヘシトノ説(六)官吏、吏員
選挙人ノ投票シ又ハ投票セムトスル被選挙人ノ氏名ノ表示ヲ求
メタル行為ヲ處罰スヘキ規定ヲ設クヘシトノ説(七)當選ヲ妨クル
ノ目的ヲ以テ為シタル名譽毀損ノ行為ハ總テ之ヲ處罰スル規定
ヲ設クヘシトノ説(八)銀行会社等カ自己ノ利益ヲ圖ルノ目的ヲ以
テ選挙ニ関シ政党、政治団体又ハ候補者、運動員ニ財政上ノ助
力ヲ為ス行為ヲ處罰スヘキ規定ヲ設クヘシトノ説(九)選挙権、被
選挙権ノ停止ヲ独立ノ刑トスヘシトノ説(十)時効ハ之ヲ三年ト為
スヘシトノ説(十一)選挙ニ關スル貼札、掲示書、招牌等ニ關シ相當
ノ規定ヲ設クヘシトノ説(十二)政見発表ノ演説会場ニ於テ故ラニ喧
騒ノ挙動ヲ為シ演説ノ妨害ヲ為シタル者ノ取締ニ關スル規定ヲ
設クヘシトノ説(十三)現行法第八十七条第四号ヲ政見発表ノ場合ト
區別シ得ヘキ規定ニ改ムヘシトノ説トアリ採決ノ結果(三)(四)(八)(十)

(四)ノ説ハ少数ニテ否決セラレ(七)ノ説ハ賛否同数ニシテ委員長ノ
裁決ニ依リ否決セラレ(一)(五)(六)(九)ノ説ハ多数ニテ(二)(三)(三)ノ説ハ全
会一致ニテ何レモ可決セラレタリ

主査委員氏名

倉富勇三郎
井上孝哉
山内確三郎
阪谷芳郎
關直彦
鵜澤總明
江木千之
美濃部達吉
小川平吉
花井卓藏
松室致
鈴木喜三郎
松田源治
赤司鷹一郎
馬場鎌一
宮田光雄
下岡忠治
副島義一
郷誠之助

市村光惠
板倉勝憲
關和知
湯浅倉平
小野塙喜平次

以上大正十二年七月十日指名

水野鍊太郎
樺山資英
塚本清治
松本烝治

以上大正十二年十月十六日指名

江木翼

井上孝哉

右大正十二年十一月八日指名

十月十三日

宮田光雄
湯淺倉平

十一月五日

右願ニ依リ委員ヲ免セラル

担当幹事氏名

潮惠之輔
後藤文男
金森徳次郎

三六〇

堀切善次郎 第四回
三宅正太郎 第五回 同 同
月二十三日 月二十七日

卷之三

第五回 同月二十七日

第四回 同 同
第五回 同 同
第六回 同 同
月二十三日 月二十七日
月三十日

第七回 同年十一月三日

卷一百一十五

第八回 同用六甲

林賴三郎

卷之三

大正十二年十月十八日撰名

第十一回 同用十七

行解二三

第十二回 同月二十

協議會

(注記8)
答申書

(註記 9)

臨時法制審議会ハ諮問第五号ニ就キ引続キ慎重審議ヲ遂ケ本月九日衆議院議員選挙法中被選挙権ニ関スル事項ヲ決議シタルヲ以テ更ニ之ヲ区分シテ茲ニ答申ス
決議シタル綱領及関連シテ審議シタル事項左ノ如シ

衆議院議員選挙法中改正綱領 被選権

(注記15) 小学校教員、神官、神職、僧侶其ノ他諸宗教師ニ關スル被選挙権ノ制限ハ之ヲ撤廃スルコト

第一回	大正十二年七月十日
第二回	同 年十月十八日
第三回	同 年十一月二日
第四回	同 月五日
第五回	同 月九日
第六回	同 月十九日
第七回	同 月二十七日
第八回	同 月三十日
主查委員会	
第一回	大正十二年七月十日
第二回	同 月二十一日
第三回	大正十二年十月二十日

(注記20) 「〔 〕」(簿冊内件名番印)

(注記21) (朱書)

「〔閣甲一 一九ノ属二〕」

(注記22) (朱書)

「臨時法制審議会/日記第五四中」

(注記23) (朱書)

「〔供覽後内務大臣へ移牒〕/〔十三年一月十一日移牒〕」

(注記24) (朱書)

「供覽 内閣総理大臣 花押」

(注記25) (朱書)

「各省大臣 (伊集院)(後藤) (井上) (田中) (財部) (平沼) (岡野) (山之内)
花押/花押/花押/花押/花押/花押/花押」

(注記26) (朱書)

「内閣書記官長 (樺山)」

(注記27) (朱書)

「内閣書記官(下條)」

(注記28) (朱書)

「内閣書記官(伊集院)」

(注記29) (朱書)

「〔閣甲一 一九ノ属一〕」

(注記30) (朱書)

「〔供覽後内務大臣へ移牒〕」

(注記31) (朱書)

「〔十一月十五日移牒済〕」

(注記32) (朱書)

「供覽 内閣総理大臣 花押」

(注記33) (朱書)

「各省大臣 (伊集院)(後藤) (井上) (田中) (財部) (平沼) (岡野) (山之内)
花押/花押/花押/花押/花押/花押」

〔大正十二年 公文雜纂 内閣
賞与及手当 卷1〕 2A, 14, 1682

「〔閣甲一 一九ノ属一〕」

(注記34) (朱書)

「〔供覽 内閣総理大臣 花押〕」

(注記35) (朱書)

「〔内閣書記官(伊集院) 花押〕」

(注記36) (朱書)

「内閣書記官長 (樺山)」

(注記37) (朱書)

「内閣書記官(下條)」

(注記38) (朱書)

「内閣書記官(伊集院)」

(注記39) (朱書)

「〔閣甲一 一九ノ属二〕」

(注記40) (朱書)

「〔供覽後内務大臣へ移牒〕」

(注記41) (朱書)

「〔十一月十五日移牒済〕」

(注記42) (朱書)

「供覽 内閣総理大臣 花押」

(注記43) (朱書)

「各省大臣 (伊集院)(後藤) (井上) (田中) (財部) (平沼) (岡野) (山之内)
花押/花押/花押/花押/花押/花押」